

# 第1回 西宮市都市計画マスタープラン策定委員会

日 時：平成 22 年 7 月 10 日（土）  
午後 2 時 00 分～

場 所：西宮市大学交流センターセミナー室 2  
アクタ西宮東館 6F

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

都市計画マスタープラン策定委員会のスケジュールについて

都市計画マスタープランの見直しの考え方、構成について

暮らしとまちのビジョン（案）について（市民委員より報告）

（意見交換）

その他

### 3. その他

#### 配布資料

- ・ 資料 1 委員名簿
- ・ 資料 2 設置要綱
- ・ 資料 3 都市計画マスタープラン見直しのスケジュール
- ・ 資料 4 都市計画マスタープランの見直しの考え方
- ・ 資料 5 都市計画マスタープランの構成イメージ

## 委員名簿

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
学識経験者	久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授	まちづくり塾講師
	藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部 准教授	まちづくり塾講師 都市景観審議会副会長
	三宅 正弘	武庫川女子大学生活環境学部 准教授	まちづくり塾講師
	松村 暢彦	大阪大学工学研究科 准教授	まちづくり塾講師
	松本 清一郎	関西学院大学都市創造研究センター 非常勤講師	地域フィールドワーク 西宮担当講師
	室崎 千重	兵庫県立福祉のまちづくり研究所 特別研究員	住宅マスタープラン検討 委員会委員
市民委員	水越 美登利	まちづくりWS 1班	
	森下 真	まちづくりWS 2班	
	田中 賢治	まちづくりWS 3班	
	大内 晴	まちづくりWS 4班	
	松本 康宏	まちづくりWS 5班	
	瀬川 義章	まちづくりWS 6班	

## 西宮市都市計画マスタープラン策定委員会設置運営要綱

## (設置)

- 第1条 西宮市の都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）の策定並びに計画の見直しをするため、西宮市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
- 2 この要綱は、策定委員会の運営に関し必要な事項を定める。

## (構成)

- 第2条 策定委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。
- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、マスタープランの改定業務完了までとする。

## (所掌事務)

- 第3条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 次期計画の策定並びに見直しにあたっては、基礎資料の点検、助言を行なうこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。
- (2) 前項の検討にあたっては、国、県の計画や基準を斟酌するほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

## (委員長及び副委員長)

- 第4条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

## (会議の公開)

- 第6条 策定委員会は、公開とする。ただし、議決により非公開とし、又は議長が傍聴人の人数を制限することが出来る。

## (意見の聴取等)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 策定委員会の庶務は、都市局都市計画部景観まちづくりグループにおいて処理する。

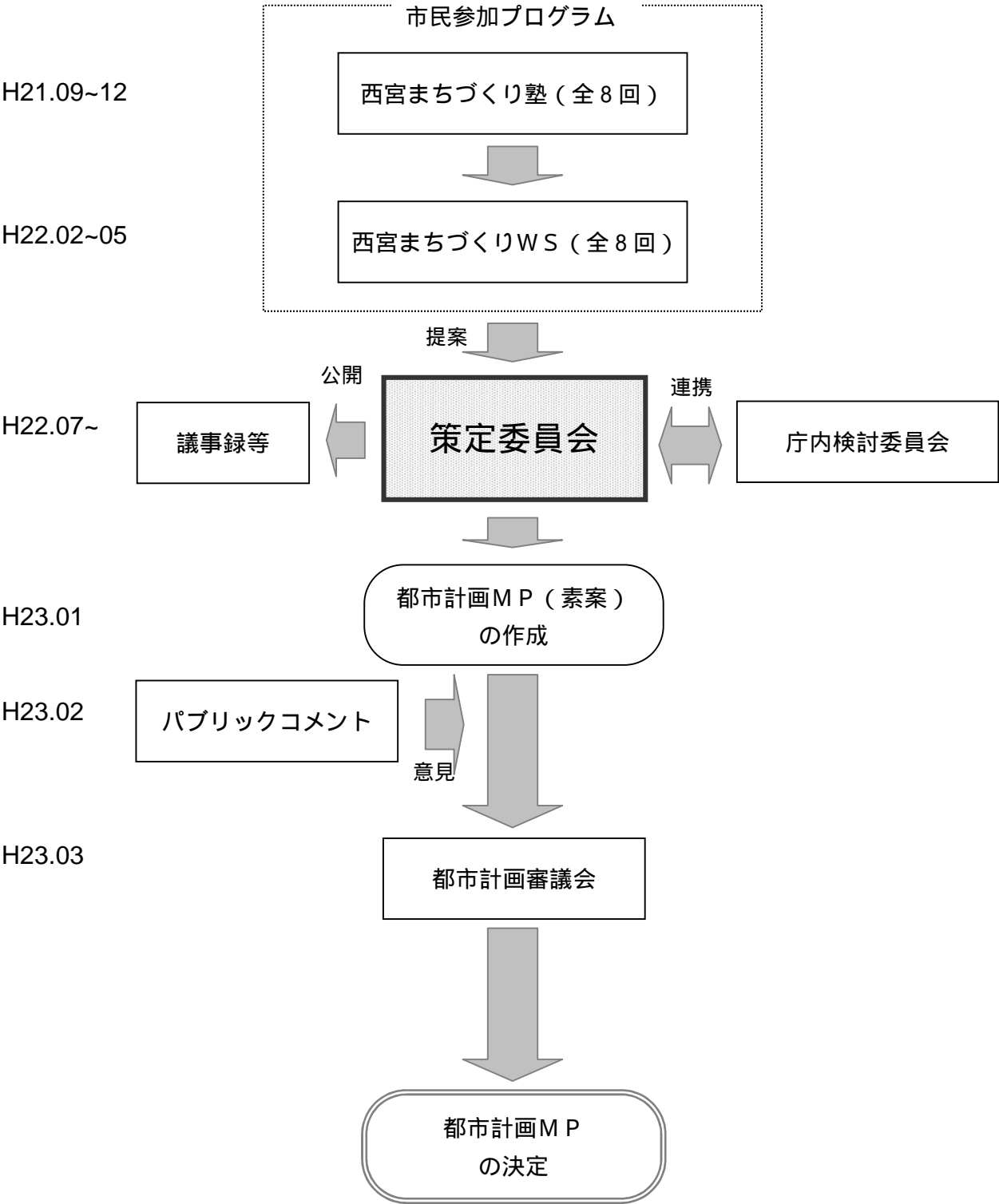
(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定し、委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。

### 都市計画マスタープラン見直しのスケジュール



- ・ 西宮まちづくり塾を今年度も数回開催予定
- ・ 策定委員会の内容は、随時HPに掲載予定

## 各回の検討内容(予定)

策定委員会	検討内容(予定)
第1回 7/10(土) 14:00~16:30 西宮市大学交流センターセミナー室2 アクタ西宮東館 6F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の位置づけと都市マスタープラン策定の進め方</li> <li>・ 都市MPの見直しの考え方、構成の確認</li> <li>・ 暮らしとまちのビジョンの報告(WSより)</li> </ul>
第2回 7/31(土) 14:00~16:30 西宮市役所 東館 801、802 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暮らしとまちのビジョンの検討</li> </ul>
第3回 8/14(土) 14:00~16:30 西宮市大学交流センターセミナー室2 アクタ西宮東館 6F (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暮らしとまちのビジョンのとりまとめ</li> </ul>
第4回 9/18(土) 14:00~16:30 西宮市大学交流センターセミナー室2 アクタ西宮東館 6F (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行都市マスタープランの進捗確認</li> <li>・ 都市づくりの基本方針の検討</li> </ul>
第5回 10/16(土) 14:00~16:30 西宮市大学交流センターセミナー室2 アクタ西宮東館 6F (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市づくりの基本方針の確認</li> <li>・ 地域別構想の検討</li> </ul>
第6回 11/6(土) 14:00~16:30 西宮市大学交流センターセミナー室2 アクタ西宮東館 6F (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域別構想の確認</li> </ul>
第7回 12/11(土) 14:00~16:30 西宮市役所 東館 801、802 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進方策の検討</li> </ul>
第8回 1/ (土) 14:30~ 未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素案とりまとめ</li> </ul>
第9回 3/ (土) 14:30~ 未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント結果報告</li> <li>・ 都市マスタープランの確認</li> </ul>

2月にパブリックコメントを予定

## 西宮市都市計画マスタープランの見直しの考え方

## 見直しの背景

## まちづくりを取り巻く社会潮流

- ・人口減少社会の到来と高齢化の進展
- ・グローバル化の進展
- ・情報通信技術の発達
- ・地域の個性化の重要性
- ・価値観やライフスタイルの多様化
- ・生活の質（QOL）の向上
- ・新たな「公」

など

## 第 4 次総合計画の策定（平成 21 年）

長期的なまちづくりの基本的な方向を提示。

【基本目標】ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮

【将来のまちのイメージ】

- ・市民一人ひとりが輝いて生きるまち
- ・子ども達の笑顔があふれるまち
- ・みんなが安心して暮らせる安全なまち
- ・水と緑ゆたかな美しいまち
- ・人々が楽しく交流する元気なまち

## 参画と協働によるまちづくりの推進

参画と協働によるまちづくりを進める新たな仕組みづくりの必要性の高まり

参画と協働の推進に関する条例

（役割分担、政策提案手続き、協働事業提案手続き

## まちづくりの現状

市街地整備の進展

- ・震災復興関連など

（西宮北口駅周辺、阪神西宮駅周辺 等）

市街地内で発生した問題事象への個別対応

- ・周辺と調和しない建築物の立地、市街地の急激な変化（大規模商業施設、高層マンション 等）

商業立地ガイドライン

教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱

高容積地区での土地利用適正化に関する指導要綱

高度地区

景観計画 など

個別地区でのまちづくりの進展

- ・地区計画、ルールづくりなど地域住民主体の取組（阪神西宮駅南、甲陽園目神山 等）

## 現行の都市計画マスタープランをめぐる状況

計画の期間が終了を迎える

現行のマスタープランの計画の期間である平成 24 年（2012 年）を迎えるにあたり、近年の社会潮流に対応したマスタープランへの改訂が必要になっている。

将来像が共有されていない

現行のマスタープランは総合計画の基本目標と将来都市像をそのまま継承しており、市民の暮らしや様々な都市活動と都市空間との関係性についての視点が希薄で、身近な都市空間の将来像として共有されていない。

都市計画の総合的な指針として限界がある

行政による都市計画施策の指針として一定の役割を果たしている一方で、マスタープランの策定時に予期していなかった事象に対してはその都度、課題対応的に対処せざるを得ないため総合的な対応が図れない。また事業の進行管理や評価の仕組みがない。

個別まちづくりとの関係性が希薄

市民や事業者などまちづくりに関わる様々な主体にとってマスタープランはなじみが薄く、個別地区でのまちづくりや開発事業との関係性が希薄である。また、こうしたまちづくりを支援し、推進していくための仕組みが十分でない。

## 都市計画マスタープラン見直しの考え方

新たな社会潮流に対応した都市づくりの指針となるマスタープラン

低炭素・循環型社会の実現を目指した都市づくりの方向性や、「新たな公」の価値観に基づく協働まちづくりのあり方など、新たな社会潮流に対応した都市づくりの指針となるマスタープランづくりをめざす。

共有できる都市づくりの将来像（理念）を示すマスタープラン

都市空間の将来像を事前確定的に示すのではなく、共有できる都市づくりの将来像（こだわりやスタンス）を示し、多様な主体が相互に連携した取り組みを進める中で生まれる都市空間を将来像とするプログラムを組み込んだマスタープランづくりをめざす。

取り組みの進行管理と評価による実効性の高いマスタープラン

マスタープランに沿ったまちづくりの取り組みを推進していくため、公共性の観点や市民目線による事業評価の仕組みを組み込んだ PDCA サイクル（ ）を導入することによって、総合的な都市のマネジメントが可能となる実効性の高いマスタープランづくりをめざす。

地区まちづくりのガイドラインとしてのマスタープラン

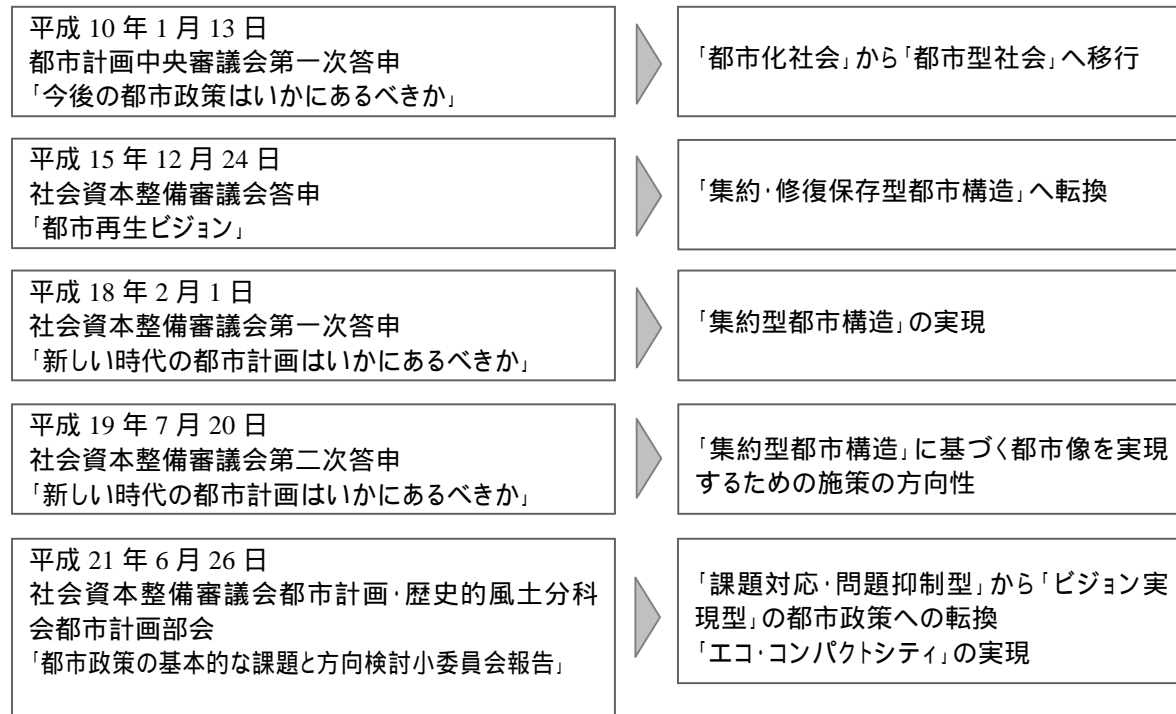
行政施策の指針にとどまることなく、市民や事業者などの多様な主体による地区まちづくりのガイドラインとして取り組みを誘発し、また市民や事業者にとってもわかりやすく使いやすいマスタープランづくりをめざす。

PDCA サイクル：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことで取り組みの管理を行う考え方。

参考：都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会報告素案（H21年5月）

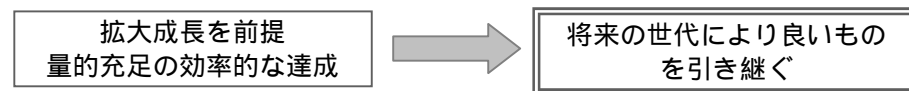
（社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会）

1 検討の流れ



2 今後の都市政策の基本的な理念

価値観の転換



都市政策の基本理念

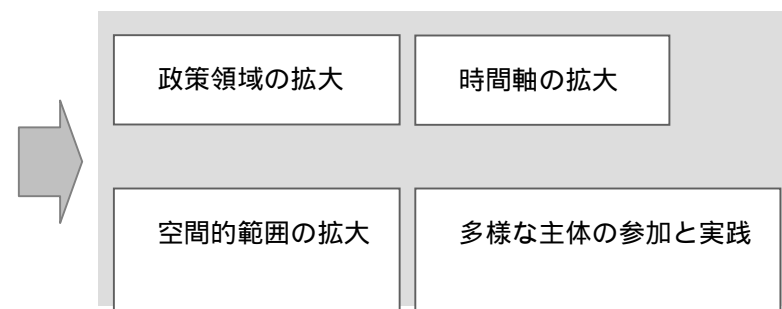
**将来世代に引き継ぐ、豊かで活力ある持続可能な都市**

キーワード

安全・安心、暮らしやすさ、質の高い、心豊かな生活、賑わい、創造性、持続的成長、低炭素、高効率エネルギー、循環、自然共生

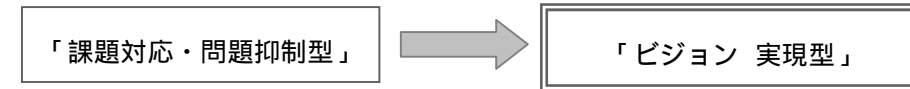
3 政策転換の視点

都市の整備、改良に加え、多様な主体の参加を促し、まちづくりの方針の下、各主体が質の高い活動を実践できるよう、様々な取組をコーディネートするなど、都市の「演出」が必要



4 今後の都市政策の方向

基本的な方向



**ビジョン** 都市の個性（地勢、歴史等）や実情（財政等）を踏まえ、シミュレーションや費用便益分析等の手法も活用しながら、実現手段・プロセスとその後の管理・経営まで視野に入れて策定された都市空間の開発・管理に関する戦略。

都市の将来ビジョンに関する共通の指針

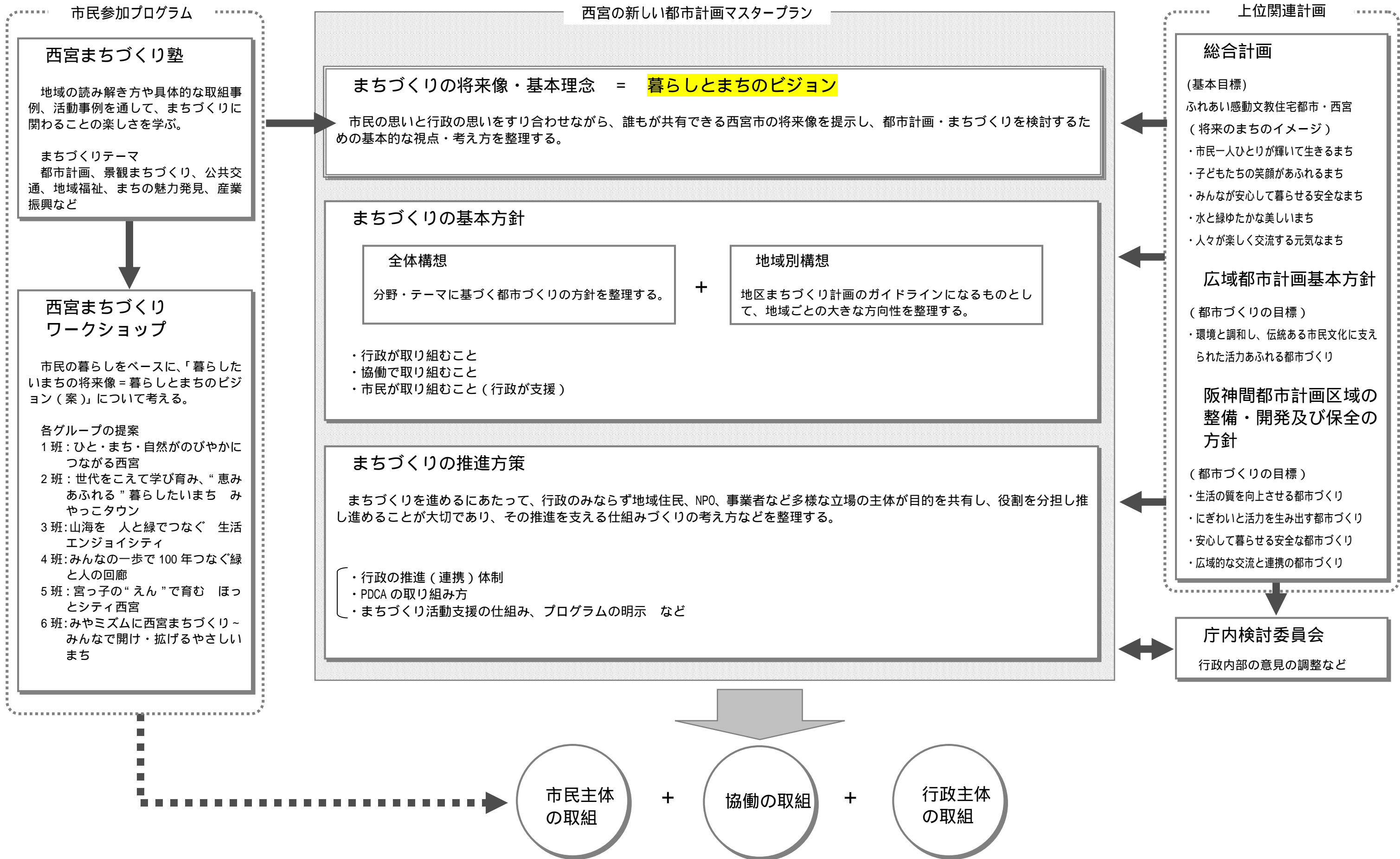
- 1 「エコ・コンパクトシティ」の実現  
人口減少・超高齢化、地方に加え大都市郊外部での過疎化、財政制約に伴う都市経営コストの効率化の要請に応えるには、一定程度集まって住み、そこに投資や公共サービスを集中させることにより、必要な都市機能が集積する「集約型都市構造」を持つコンパクトシティを目指す必要がある。  
「集約型都市構造」構築に向けた「選択と集中」の必要性  
拠点的市街地の再構築支援  
拠点的市街地間の連携軸の強化  
郊外部等におけるスマートシュリンクの方策 など
- 2 安全で安心なまちづくり  
豊かな暮らしの実現、活力ある地域づくり、国際競争力の強化など、様々な取組の基盤であり、将来にわたって安全で安心な状態が持続することが求められる。  
リスク情報の活用と連携によるまちづくり  
多様な手法の組み合わせによるまちづくり  
安全で安心な暮らしを支える都市基盤の整備
- 3 都市の国際競争力の強化と国際都市連携の推進  
都市の国際競争力は、個性と総合力で決まる。交通やオフィスといったハード面の基盤、法や規制といった市場を支える制度、後背地域も含めた人材や知識、経済力の蓄積に加え、魅力的なアーバンデザイン等、人々を惹きつける創造的で個性を高めるためのダイナミックな取組が望まれる。  
都市の国際競争力の強化  
都市の国際連携の強化
- 4 美しい魅力ある都市の実現  
急激な都市化と人口集中を背景に、これまでの都市政策は経済性や機能面を優先せざるを得なかった結果、多くの都市で、その都市空間の個性が失われ、美しさや心の豊かさの面で不満足な状態にあると指摘されて久しい。今後は、あらゆる都市で、その都市を美しく風格を備えたものとして、次世代に継承していくための政策が展開されなければならない。  
景観形成、歴史文化環境整備等の推進

多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進

- ・民間のまちづくりの担い手への支援
- ・市町村が中心となった一体的・総合的なまちづくりの展開
- ・一層円滑な広域調整の仕組み
- ・国と地方のより双方向で水平的な関係
- ・国と民間セクターの直接連携
- ・情報の可視化・共有化による協働、利害調整の仕組み



# 西宮市都市計画マスタープランの構成イメージ



## 参考：都市計画マスタープランの位置づけ

### 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。この際、土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとするのが望ましい。（「第5版都市計画運用指針」より抜粋）

### 【都市計画マスタープランの法的な位置づけ】

#### 市町村の都市計画に関する基本的な方針

##### 都市計画法 第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

#### \* 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（都市計画区域 MP について）

##### 都市計画法第6条の2

都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 都市計画の目標
2. 次条第1項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
3. 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### \* 基本構想（総合計画）

##### 地方自治法第2条第4

市町村は、その事務を処理するにあつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

### 都市計画マスタープランのイメージ

総合計画（市の総合的なまちづくりの基本方向を示す）をベースにし、都市計画区域 MP 等の広域計画（広域的な見地から都市計画の目標や基本的な方針などを示した）と調整を図りながら作りあげるもの。

